

## 請 負 契 約 書

民法第 632 条 請負は当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる

民法第 633 条 報酬は、仕事の目的物の引渡と同時に、支払わなければならない。

### 記

1. 受付時に、基本料金＋作業料金を提示見積もりすることとします。（初回・変更時）
2. 毛玉・性格・寄生虫等、作業料金が判断できないものは、終了後に作業過程による追加請求ができるものとします。
3. 当日の変更やキャンセルはお受けしておりません
4. 当店はキャンセル料を設定しております。当日値引前料金 100%違約金請求します。
5. 作業はご利用の仔の状態を優先する為、予定時間に終わらない場合があります。
6. 作業中に怪我や事故があった場合、契約不履行により、その作業は請求料金から除外することとします。

治療の為作業中断の場合、終了している作業に対する作業料は請求いたします。

7. 怪我の程度により、連絡より先に病院へ搬送することがあります。
8. 店内での怪我の治療費は全額 WiNG 負担にて完治まで保障いたします。

ただし、飼主様へ引取前及び引渡後の怪我は保障外とします。

9. 作業中に作業者が怪我をした場合、治療費・慰謝料を請求しないものとします。

### 「補助説明」

- \* 事前に飼主の拒否した作業・作業が困難と判断した施術は除くものとします。
- \* 血管の伸びた爪は、健康のため作業者の判断で短くカットすることがあります。
- \* 毛玉の処理は、皮膚に近いところで作業するため、怪我をさせない保証はできません。
- \* 作業の進行より、ご利用中の体調を優先し、作業を途中終了することがあります。
- \* 持病がある場合は、事前に申告いただき、急変する可能性を踏まえたうえでの請負となりますため、如何なる場合においても不履行や保障はできないものといたします。
- \* 毛玉・抜毛・性格により時間や程度により追加料金が発生いたします。

以 上

ご利用の際は上記内容に同意した事とします。